

新旧対照表

【旧】	【新】	備考
(プロポーザル評価委員会) 第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。 委員長 みどり環境局総務部長 副委員長 みどり環境局公園緑地部担当部長 委員 みどり環境局公園緑地部長 委員 みどり環境局公園緑地部動物園課長 委員 みどり環境局戦略企画部戦略企画課公園プロモーション担当課長	(プロポーザル評価委員会) 第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。 委員長 みどり環境局総務部長 副委員長 みどり環境局公園緑地部長 委員 みどり環境局戦略企画部担当部長 委員 みどり環境局公園緑地部動物園課長 委員 みどり環境局戦略企画部戦略企画課公園プロモーション担当課長	委員を変更